

大阪府内の飲食店事業者の皆さまへ



飲食店は、 「原則屋内禁煙」です!!

店内でたばこを吸う場合は、
「喫煙室の設置」が必要です。

健康増進法により、飲食店は原則屋内禁煙です。
ただし、法令の基準に適合する喫煙室を設置した場合に限り、
喫煙室内での喫煙が可能です。

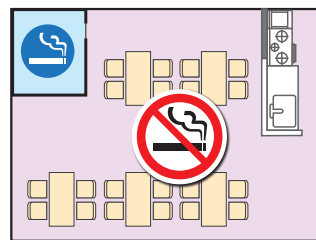
設置可能な喫煙室



喫煙専用室（喫煙エリアを作りたい場合）

すべてのたばこが喫煙できますが、
飲食をはじめとする喫煙以外の行為やサービスの提供等を行うことはできません
（たばこを吸うためのだけのスペース）。

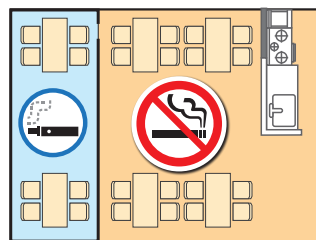
- ▶ 飲料用自動販売機の設置もできません。
- ▶ 屋内の一部の場所に設置が可能です。
施設の全部の場所を喫煙専用室とすることはできません。



加熱式たばこ専用喫煙室 （喫煙しながら喫煙以外のことができるエリアを作りたい場合）

飲食をはじめとする喫煙以外の行為やサービスの提供等を行うことができますが、
喫煙できるたばこは加熱式たばこに限定されます。

- ▶ 飲料用自動販売機の設置可。
- ▶ 屋内の一部の場所に設置が可能です。
施設の全部の場所を加熱式たばこ専用喫煙室とすることはできません。

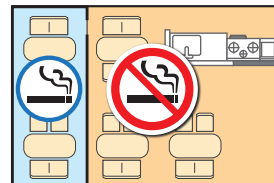
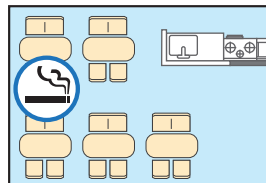


喫煙目的室（喫煙する場所を提供することを主たる目的とする場合）

喫煙をする場所の提供を主な目的としたバー・スナック等で以下の要件を満たす飲食店は、
屋内の全部または一部の場所に設置が可能です。

<要件>

- ① たばこの対面販売（出張販売を含む。）をしていること（自販機不可）
- ② 施設の屋内において喫煙する場所を提供することを主たる目的としていること
- ③ 主食（米飯類、菓子パンを除くパン類、麺類、ピザ、お好み焼きなど）を
自前で調理して提供しないこと（ランチ営業での主食提供を除く）



【参考】喫煙可能店（喫煙可能室設置施設）

以下の要件をすべて満たす飲食店は、喫煙可能店（喫煙可能室設置施設）として、店内の全席または壁・天井等によって区画した一部の客席で、
喫煙をしながら飲食の提供ができます。

※2020年（令和2年）4月以降に新規開業した飲食店は、喫煙可能店の対象外です。

要件1. 2020年（令和2年）4月1日時点で、すでに営業している飲食店

要件2. 個人経営または資本金5,000万円以下の中小規模の法人経営

要件3. 客席部分の面積が30㎡以下（大阪府受動喫煙防止条例により）

管理権原者の責務

喫煙専用室等を設置する場合、
管理権原者の方は下記を遵守してください。

1. たばこの煙の流出防止措置

喫煙専用室等の構造及び設備は、たばこの煙の流出防止のため、
出入口を解放した状態で、以下の3つの技術的基準に適合するよう
維持してください。

- ① 出入口において喫煙室の外側から内側に流入する空気
の気流が0.2m/秒以上であること
- ② たばこの煙が喫煙室の中から禁煙室内や施設の屋内に
流出しないよう、壁・天井等によって区画されていること
- ③ たばこの煙が換気扇などで施設の屋外に排気されてい
ること

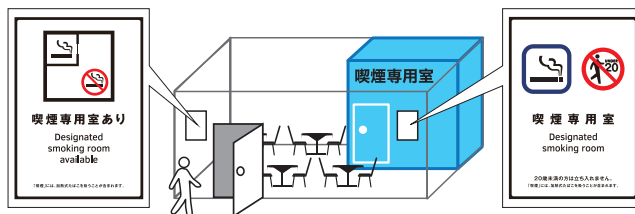


2. 20歳未満の方は、喫煙エリアへは立入禁止

- ・20歳未満の方については、たとえ喫煙を目的としない場合であっても喫煙エリアへ一切立入禁止です。
- ・従業員であっても喫煙エリアに立ち入らせることはできません。
- ・従業員を雇用する飲食店は、店内を禁煙とするよう努めなければなりません。

3. 標識の掲示義務について

- ・喫煙室の出入口とその施設の主な出入口の見や
すい場所に、標識を掲示しなければなりません。
- ・施設内を禁煙にした場合は、直ちに標識を除去し
てください。
- ・禁煙の飲食店は、禁煙の標識を掲示するよう努め
てください。



広告・宣伝（加熱式たばこ専用喫煙室、喫煙目的室、喫煙可能室設置の場合）

ウェブサイト（飲食店情報サイトを含む）や看板等で広告や宣伝を行うときは
喫煙室を設置している旨を記載してください。



義務違反した場合



保健所などによる指導・助言、勧告・公表・命令、
立入検査等のほか、過料の対象となる場合があります。

よくある質問

Q. 飲食店のテラス席などは、「屋内」・
「屋外」どちらに該当しますか？

A. 外気の流入が妨げられる場所として、屋根があり、側壁により概ね半分以上
上覆われている部分は屋内となります。
壁等の材質は問いませんがたばこの煙を通さないことが条件です。ただし、
飲食店のテラス席など「屋根があり、側壁が概ね半分以上上覆われていない
などの屋外」であっても、店内との境界が壁やガラスなどで覆われておらず
店内に煙が流入する場合、屋根で覆われている箇所は屋内となります。

Q. 喫煙室を設置する際の煙の流出防
止の技術的基準について、喫煙室の
出入口の扉に替えて、例えばカーテン
で仕切られていてもよいですか？

A. 喫煙室の出入口の扉は、喫煙専用室等に向かう気流が0.2m/秒以上であ
れば、喫煙室の出入口の扉は必ずしも必要ではありません。ただしその他の
部分は壁等により床から天井に達するまで区画されていることが必要です。

Q. 施設が複数階に分かれている場合、
下の階を禁煙とし、
上の階を喫煙フロアにできますか？

A. たばこの煙が、喫煙できる階から喫煙をしてはならない階に流出しない
よう、壁・天井等によって区画されていればフロア分煙が可能です。ただし、
吹き抜けの階段のように、煙が流出する場合、フロア分煙はできません。

Q. 屋外に喫煙所を設置する場合に、
気を付けることはありますか？

A. 屋外の喫煙所については、法律等の規制の対象外ですが、人通りの少ない
場所に設置するなど、受動喫煙を生じさせないよう配慮が必要です。
なお、屋内に喫煙室を設置する場合も、同様の配慮をお願いします。アー
ケードについては、外気の流入が妨げられる場所で、屋根があり、側壁に
よりおおむね半分以上上覆われている部分は屋内となります。

大阪府受動喫煙防止対策相談ダイヤル

「改正健康増進法」や「大阪府受動喫煙防止条例」に
関する問い合わせは、以下をご利用ください。

☎ 06(6944)8224

平日(月～金)9:00～17:30 ※祝日・年末年始(12/29～1/3)は除く
※大阪市・堺市・豊中市・吹田市・高槻市・枚方市・八尾市・寝屋川市・東大阪市に所在する施設は、下記が利用できます。
開庁時間については各保健所へご確認ください。

大阪市 受動喫煙防止対策コールセンター	06-6226-8471
堺市 健康福祉局健康部 健康推進課	072-222-9936
豊中市 健康医療部 健康推進課	06-6152-7352
吹田市 健康医療部 健康まちづくり室	06-6384-2614
高槻市 保健所 健康医療政策課	072-661-9330
枚方市 保健所 保健医療課	072-807-7623
八尾市 保健所 保健企画課	072-994-0661
寝屋川市 保健所 保健総務課	072-829-7771
東大阪市 保健所 健康づくり課	072-960-3802

厚生労働省HP

大阪府HP

受動喫煙防止に関する
詳しいルールは
こちらをご確認ください。

